

伝言板

韓国語教室の受講生募集

毎週水曜日14時から16時まで、胆振地方婦人会館で開催。会費6,000円。申し込みは電話で。

《詳細》李 ☎ 05 8 2 6 2

ソフトテニス教室の受講生募集

5月7日から8月末までの土曜日13時から16時まで、高砂テニスコートで開催。受け付けは5月7日13時から。テニスラケットを持参。受講料は、小・中学生2,000円、高校生以上4,000円。

《詳細》ソフトテニス連盟(天沼) ☎ 46 1 0 6 9

育児サークル「風の子ノンタン」

1歳から就園前の子と親を対象。毎週火曜日10時から12時まで、八丁平会館で開催。会費500円。

《詳細》西田 ☎ 43 4 5 2 5

いもうえ体験の参加者募集(無料)

小学1年から6年生と保護者を対象。5月8日13時から16時まで。本教寺(常

盤町)集合。5月5日まで電話で申し込み。先着10人。ボーイスカウト団員も募集。
《詳細》ボーイスカウト室蘭第1団(佐藤) ☎ 23 8 5 7 2

春の市民探鳥会(無料)

5月15日8時30分、崎守駅前集合。崎守町歴史の小径まで約4kmを歩きながら観察。11時30分解散予定。双眼鏡は貸し出し。雨天時中止の場合あり。

《詳細》日本野鳥の会室蘭支部(成田) ☎ 85 1 8 6 6

ふるさとの自然再発見事業 海鳥とイルカ・鯨ウオッチング 体験の参加者募集

実施日と時間は、6月4日9時、12時、15時と、6月12日9時、12時。定員は各便先着30人で所要時間は2時間30分。料金は、大人3,000円、小学生以下1,500円。往復はがきに乗船希望日、時間、住所、乗船する人全員の氏名、年齢(学年)、電話番号を記入して申し込み。

《詳細》観光協会(〒051-0022 海岸町2-1-25) ☎ 23 0 1 0 2

シニア情報生活アドバイザー 養成講座の受講生募集

おおむね50歳以上で、日常的にインターネットを利用している人を対象。6

月6日から22日までの18時から21時まで8回開催。先着6人。5月15日まで、ホームページ(<http://www.sni.mnw.jp/>)から申し込み。

《詳細》NPO法人シニアネットいぶり(阿部) ☎ 66 5 3 8 4

桜の植樹の参加者募集

測量山周辺の観光道路に、入学や結婚、誕生などの記念に桜を植樹しませんか。1本3,500円。5月10日まで電話で申し込み。5月22日測量山唐松平に集合(9時30分)して植樹します。

《詳細》さくらロード実行委員会(清泉幼稚園 小倉) ☎ 27 5 4 4 4

室蘭港立市民大学の受講生募集

5月から3月まで、室蘭の魅力を再発見する講座やイベント体験など全8回の講座を実施。講座ごとの受講可。受講料は大人3,500円、大学生・高校生2,000円で、5月21日13時から室蘭工業大学で開催する開校式に持参を。申し込みは、住所、氏名、年齢、電話番号、職業を記入して、はがき、ファクス、Eメール(toriyama@kuru2.net)のいずれかで。

《詳細》室蘭港立市民大学運営委員会(〒051-0022 海岸町2-3-2 産業会館 NPO法人羅針盤事務所内) ☎・ファクス 23 2 1 0 1

6月号に掲載する原稿の締切日は5月6日(金)です。

《詳細》市民対話課 ☎ 25 2 1 9 4、ファクス ☎ 25 2 8 3 5
Eメール shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp



まちをきれいに

室蘭は、食べ物もおいしいし、景色もきれいです。町中にごみが散乱して残念です。自分の家の周囲のごみは拾っていますが、もっとまちをきれいにする運動を推進しては。

お答えします

春の訪れとともに道路や公園空き地などでごみが目につくようになります。市では、市内全域のパトロールを実施しており、不法に投棄している人がいれば注意し、ごみステーションに出すなど適正に処理するよう指導しています。また、各町会などでは、随時、住んでいる地域の清掃を行っているほか、昨年から協働のまちづくりのひとこととして、地域住民が道路や公園などの清掃・草刈りなどを行う「まちピカ」パートナー事業を実施しています。ごみは自己回収が原則です。捨てた人のモラルを呼び起こす

よう警告看板を設置し、防止に努めていますので、皆さんのご協力をお願いします。(リサイクル清掃課)

布団の訪問販売について

羽根布団のセールスマンが自宅に訪問して来ました。玄関に通したら、延々と商品の勧誘をされ契約してしまいました。よく考えると、必要がないので返品したいが、業者ともめそうで不安です。

お答えします

訪問販売での購入なので契約書等を受け取ってから8日以内であれば、無条件で解約(クーリングオフ)できます。その場合、購入した商品は、使用しても返品可能なので解約料などを支払う必要がなく、返品費用も業者負担となります。クーリングオフは、書面で行う制度なので、はがきなどで業者に通知しますが、証拠が残るようコピーし、簡易書留で出すようにします。

電話での通知は、トラブルの元となるので避けましょう。クーリングオフ期間が過ぎると、契約書面の不備や勧誘時の問題点などを詳細に検討し、解約交渉をすることになり、難航します。ので気をつけましょう。(消費生活センター)

皆さんの声をお寄せください。

〒051-8511 室蘭市幸町1-1-2 室蘭市市民対話課
☎ 25 2 1 9 3、ファクス ☎ 25 2 8 3 5
Eメール shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp